

議第48号

京都市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

京都市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し中「平成20年度」を「平成21年度」に改め、同項を削る。

附則第3項中「平成20年度」を「平成21年度」に改め、「被扶養者であった被保険者以外の被保険者に係る」を削り、同項を附則第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 3 平成21年度に限り、保険料の納付額の算定に係る第3条第3項の規定の適用については、同項中「12（保険料の賦課期日後）」とあるのは、「9（7月1日以後）」とする。

附則第4項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成20年度における保険料の納期及び各納期における保険料の納付額については、なお従前の例による。

提案理由

平成21年度の保険料の徴収の特例を定める必要があるので提案する。